

議案第53号

養父市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

養父市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月7日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市手数料条例の一部を改正する条例

養父市手数料条例（平成16年養父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表第2行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に関する事務の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号 養父市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行					改 正 案				
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）				
事務	区分・名称	単位	金額	備考	事務	区分・名称	単位	金額	備考
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円		道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき	1,300円		租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき	1,300円	
<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に関する事務</u>	<u>個人番号カードの再交付</u> <u>（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得な</u>	<u>1枚につき</u>	<u>800円</u>						

現 行				改 正 案				
	いものとして市長が 認める場合を除く。)							